3　（略）

4　法第九条の認可を受けた事業主は、当該認可に係る事業のうち、同条の規定による指定を受けた事業以外の事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を、同条の規定による指定を受けた事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

一　事業主の氏名又は名称及び住所又は所在地

二　届出年月日

三　当該指定を受けた事業の労働保険番号、当該事業の名称及び当該事業の行われる場所

四　当該認可に係る事業のうち、当該指定を受けた事業以外の事業に係る変更があつた事項とその変更内容

（労災保険率特例適用申告書）

第二十条の四　（略）

2　（略）

（削る）

3　法第十二条の二の申告書には、前条の労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（労災保険率の特例の申告）

第二十条の五　法第十二条の二の申告書は、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（第二種特別加入保険料の算定基礎）

第二十二条　法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険法の規定による保険給付を受けることができることとされた者（以下「第二種特別加入者」という。）の労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額とする。ただし、保険年度の中途に新たに第二種特別加入者となつた者又は労災保険法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に該当しなくなつた者（労災保険法第三十五条第三項又は第四項の規定により保険関係が消滅した団体の構成員である者を含む。）の法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に当該者が当該保険年度中に第二種特別加入者とされた期間の月数（その月数に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額とする。

（賃金総額の見込額の特例等）

第二十四条　（略）

2　法第十五条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

六　事業に係る労働者数

七　事業主が法人番号を有する場合には、当該事業主の法人番号

（削る）

3　（略）

4　法第九条の認可を受けた事業主は、当該認可に係る事業のうち、同条の規定による指定を受けた事業以外の事業の名称又は当該事業の行われる場所に変更があつたときは、遅滞なく、継続被一括事業名称・所在地変更届（様式第五号の二）を、同条の規定による指定を受けた事業に係る所轄都道府県労働局長に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（労災保険率特例適用申告書）

第二十条の四　（略）

2　（略）

3　法第十二条の二の申告書は、労災保険率特例適用申告書（様式第五号の三）とする。

4　前項の申告書には、前条の労働者の安全又は衛生を確保するための措置が講じられたことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

（労災保険率の特例の申告）

第二十条の五　前条第三項の労災保険率特例適用申告書は、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に提出しなければならない。

（第二種特別加入保険料の算定基礎）

第二十二条　法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、第二種特別加入者の労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額とする。ただし、保険年度の中途に新たに第二種特別加入者となつた者又は労災保険法第三十三条第三号から第五号までに掲げる者に該当しなくなつた者（労災保険法第三十五条第三項又は第四項の規定により保険関係が消滅した団体の構成員である者を含む。）の法第十四条第一項の厚生労働省令で定める額は、労災則第四十六条の二十四において準用する労災則第四十六条の二十第一項の給付基礎日額に応ずる別表第四の右欄に掲げる額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。）に当該者が当該保険年度中に第二種特別加入者とされた期間の月数（その月数に一月未満の端数があるときは、これを一月とする。）を乗じて得た額とする。

（賃金総額の見込額の特例等）

第二十四条　（略）

2　法第十五条第一項及び第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～五　（略）

（新設）

（新設）

3　法第十五条第一項及び第二項の申告書は、概算保険料申告書（様式第六号）とする。